

農研機構が育成した登録品種にかかる種苗の自家用の栽培向け増殖について、以下の条件で許諾します。

【対象の作物】

稲(飼料用米、WCS※含む)、コムギ、オオムギ、ダイズ、サトウキビ、ソバ、ハトムギ、ゴマ、ナタネ、花き、牧草、トウモロコシ、その他

※WCSとは、ホールクロップサイレージ(whole crop silage)のことをいい、家畜、とくにウシに与える貯蔵飼料の一種です。

【許諾の内容】

許諾を得て登録品種の種苗を生産・販売している種苗業者、生産者団体等より購入した当該登録品種の種苗(植物体の全部又は一部で繁殖の用に供されるものをいう。以下同じ。)を用いて得た収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いる行為で、かつ日本国内における行為に限ります。なお、これに該当しない種苗の販売のための増殖等、登録品種の育成者権が及ぶ行為については、別途利用許諾を必要としますのでご注意ください。

【遵守事項】

- ① 当該登録品種の種苗を用いて得た収穫物を種苗として有償・無償に関わらず第三者に譲渡しないこと。
- ② 当該登録品種の種苗を海外に持ち出さないこと。
- ③ 収穫物を種苗として用いる際は、当該登録品種の特性を著しく損なうことのないよう、適切な種苗を選別し利用すること。また、利用した種苗によって本登録品種の特性が損なわれる等の問題が発生した場合には、遅滞なく当機構に報告すること。なお、F₁品種のように収穫物が種苗に適さないなど、増殖の際に注意が必要なものがありますので個別にご相談ください。
- ④ 本許諾に基づき増殖した種苗のうち自己の農業経営において種苗として用いなかった種苗は、遅滞なく廃棄又は食用とすること。
- ⑤ 本許諾に関連する書類やほ場について、必要に応じて当機構が調査することを認め協力すること。
- ⑥ 第三者から本登録品種の種苗を用いて得た収穫物を種苗として譲り受けたい又は譲渡したい旨の申し出があった場合は、遅滞なくその旨を当機構に報告すること。
- ⑦ その他本許諾に係る事項について当機構の指示に従うこと。

*** 注意事項**

本許諾の遵守事項について重大な違反があった場合、農研機構は本許諾を過去に遡って解除

することができることとします。なお、本許諾を解除したことにより損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わないものとします。

自家用の栽培向け増殖によって得られた種苗及び収穫物の特性に農研機構は責任を負わないものとします。

病害まん延のリスクが高い等、自家用の栽培向け増殖を行うことが適切でないと認められる場合は、許諾を行わないこととする場合があります。その場合は、あらかじめ通知いたします。

<問い合わせ先>

農研機構HPメールフォームからお問い合わせをお願い致します。

URL: <https://prd.form.naro.go.jp/form/pub/naro01/research>

担当: 農研機構 知的財産部 育成者権管理課